

申告は正しく、お早めに

☎ 草津税務署 ☎(562)1315

・市税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738

令和5年度市県民税の申告と令和4年分所得税の確定申告を、3月15日(水)まで受け付けます。

期間中は、地区会館などへの巡回や市全体会場を設け、市県民税の申告のほか、給与、年金、農業などの所得者および還付申告者などの所得税の確定申告の相談と受け付けを行います。

日程表など詳しくは、市ホームページまたは、広報もりやま2月1日号10～13頁をご覧ください。

なお、3月15日(水)までは、市役所税務課窓口での申告相談・受付はできません。草津税務署の署外会場(所得税の納付や還付がある人)または、市の巡回会場へお越しください。

・休日の申告・相談

大津・草津税務署の合同申告作成会場が開設されます。

☎2月19日(日)、26日(日) ☎大津税務署

※会場は草津税務署ではありませんのでご注意ください。

・税理士による無料税務相談

小規模な事業主(農業所得を含む)や簡易な相談など、税理士が申告書作成のアドバイスを行います。

※譲渡所得・贈与税・相続税の申告をする人は利用できません。

☎2月17日(金)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

☎守山商工会議所 2階 大ホール

申告書はインターネットで作成ができます

国税庁のホームページから確定申告書を作成し、電子申告や印刷して郵送することができます。詳しくは国税庁ホームページまたは、草津税務署へご確認ください。



市ホームページ



国税庁
ホームページ



避難行動要支援者名簿の提供に同意をお願いします

～災害時の避難は普段の情報提供から～

市では、災害時に自力での避難が難しい人の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。そのうち、自身の個人情報を提供することに同意した人のみの名簿を自治会(自主防災組織)や民生委員・児童委員など避難支援等関係者へ提供し、日ごろからの声かけや災害発生前からの避難支援の体制づくりにご活用いただいています。

令和4年9月14日～令和5年2月16日に新たに避難行動要支援者に該当した人へ、同意確認に必要な書類を送付しますので、3月17日(金)までに同封の各種様式で回答をお願いします。

避難行動要支援者の要件など詳しくは、市ホームページまたは、広報もりやま令和4年9月15日号6頁をご覧ください。

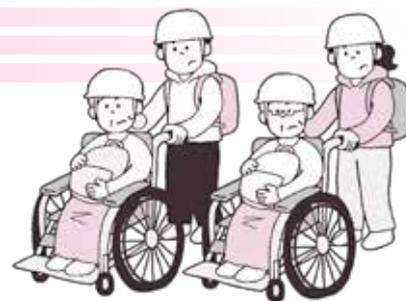
名簿への掲載情報

①氏名②生年月日③性別④住所・居所⑤支援を必要とする事由(要介護度、障害者手帳等級など)

同意するにあたって

災害時は、消防や警察などの専門機関もすぐには機能せず、地域(隣近所)での助け合いが不可欠です。しかし、地域の支援者の皆さまも「被災者」となります。まずは、支援を希望する人(避難行動要支援者)も「自らの安全は自ら守る(自助)」という気持ちを持ち、日ごろから、自身の防災対策を進めるとともに、地域の行事や防災訓練などに積極的に参加するなど、隣近所との交流を深めましょう。また、避難支援の中心を担う自治会に未加入の人は、この機会に加入についてご検討ください。

☎健康福祉政策課 ☎・☎(582)1123 ☎(582)1138



ホームページ